

# 大田区子ども・子育て支援事業計画の策定に向けて

## ■ 策定の趣旨

子ども・子育て支援法第61条により、市町村は5年を一期とする「子ども・子育て支援事業計画」を定めることとされている。この規定に基づき、平成27年3月に策定した現行計画の計画期間が平成31年度(令和元年度)で終了することから、令和2年度から6年度を計画期間とする第Ⅱ期計画を策定する。

なお、現行計画は「大田区子ども・子育て支援事業計画」と「大田区次世代育成支援行動計画」を包含した計画となっており、今年度策定する第Ⅱ期計画についても、この2つの計画を合わせ持つ計画とする。

## 1 基本理念(現行計画)

未来を担う子どもを育み子育てをみんなで支えるまちにします

## 2 計画期間

令和2(2020)年度から令和6(2024)年度の5か年

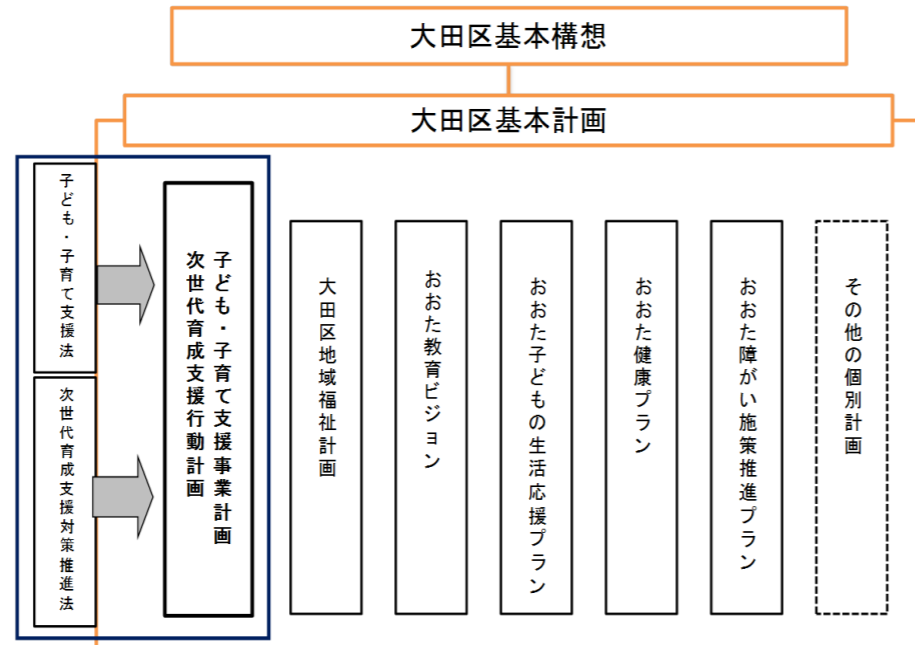
## 3 計画の位置付け

### ■ 法的位置づけ

本計画は「子ども・子育て支援法」に基づき策定した計画である。また、「大田区次世代育成支援行動計画・後期行動計画の後継計画として、次世代育成支援対策推進法第8条の規定に基づく「大田区次世代育成支援行動計画」を包含している。

### ■ 関連計画との関係

本計画は、上位計画である大田区基本構想や大田区基本計画との整合を図り、子育てに関連する各分野の計画との連携・整合を図る。



## 4 包含する2つの計画の関係性

- 次世代育成支援対策推進法(時限立法)に基づく「市町村行動計画」
- 子ども子育て支援法(恒久法)に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」

### 【厚労省 行動計画策定指針より】

従来、国が定めた行動計画策定指針における事業の整備目標が支援法の制定により子ども・子育て支援事業計画に記載されることとなったことを踏まえ、市町村行動計画の策定義務が任意化された。

つまり、次世代法の役割及び機能が支援法に引き継がれたものであり、今後はこれらの2つの法律が相まって、より手厚い次世代育成支援対策を推進する必要がある。

なお、策定が任意化された市町村行動計画については、地域の実情に応じて必要な特定の事項のみの作成とすることができる。また、子ども・子育て支援事業計画と一体のものとして策定しても差し支えないものとする。

## 5 基本目標・個別目標(現行計画)

現行計画(基本目標と個別目標)	
<b>1 地域における子育て支援体制を充実します</b>	<b>4 子どもの生きる力を伸ばし、未来を担う人材を育成します</b>
1-1 子育て家庭に対する相談体制の充実	4-1 豊かな心の育成・保幼小の連携
1-2 子育て情報の充実	4-2 様々な交流を踏まえた人材育成
1-3 子育て家庭の地域交流の促進	4-3 親子のふれあいの場・体験機会の場づくり
1-4 子育てをサポートする地域のネットワークの充実	4-4 子どもの居場所づくり
<b>2 仕事と子育ての両立を支援します</b>	<b>5 子育てにやさしいまちをつくります</b>
2-1 保育サービス等の充実・整備	5-1 安全・安心なまちづくりの推進
2-2 仕事と子育ての両立を促す意識づくり	5-2 子どもを犯罪や交通事故から守るまちづくりの推進
<b>3 親と子どもの健康の確保及び増進を図ります</b>	5-3 子どもを取り巻く有害環境対策の推進
3-1 親と子どもの健康の確保	<b>6 特に支援を必要とする子どもと家庭をサポートします</b>
3-2 学童期・思春期の健康づくりの支援	6-1 ひとり親家庭への支援
3-3 食育の推進	6-2 児童虐待の予防及び被虐待児と家庭への支援
3-4 産科・小児医療の充実	6-3 障がい児と家庭への支援
	6-4 外国人家庭への支援

※ 第Ⅱ期計画においては、現行計画策定以降の新たな課題に対応するため、その後の社会状況等を踏まえた施策体系に見直す。  
(新たに盛り込むべき施策例): 児童相談所の設置、保育園における医療的ケア児の受入れ など

## 6 検討体制とスケジュール

### ■ 子ども・子育て支援事業計画検討委員会(庁内検討委員会)

- ・個別施策を所管する庁内検討組織
- ・部局間連携に重点を置いた体制を整備し検討を行う

### ■ 子ども子育て会議

- ・学識経験者、区内関係団体代表等で構成する区長の附属機関

※この他、具体的な課題の洗い出しや検討などを行う部内の作業部会を開催する。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
部内検討(作業部会)		●5月中旬					●10月中旬					
庁内検討委員会			●6月上旬 (施策体系)					●11月上旬 (素案)			●1月下旬 (最終案)	
子ども・子育て会議			●6月下旬		●8月下旬			●11月中旬			●2月上旬	
区民説明会・パブリックコメント								(12月中旬までに説明会 1月上旬までパブコ)				